

## 学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等について（概要）

### 1. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令案

特別支援学校の小学部の教育課程（知的障害者である児童を教育する場合を除く）に外国語を加える。知的障害者である児童を教育する場合は、外国語活動を加えることができることとする。

施行期日 平成32年4月1日

### 2. 特別支援学校幼稚部教育要領案

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第129条の規定に基づき、特別支援学校幼稚部教育要領（平成21年文部科学省告示第35号）の全部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

注：特別支援学校幼稚部教育要領案は別添資料参照

### 3. 特別支援学校小学部・中学部小学校学習指導要領案

学校教育法施行規則第129条の規定に基づき、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第36号）の全部を次のように改正し、平成32年4月1日から施行する。ただし、中学部については、平成33年3月31日まで、なお従前の例によるものとし、また、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における小学校・中学部学習指導要領の必要な特例については、別に定める。

注：特別支援学校小学校・中学部学習指導要領案は別添資料参照